土木工事(舗装、造園含む)の工事価格について

本市発注の土木工事(舗装、造園含む)価格の取扱いは、次のとおりとする。

○契約課発注案件・・・<u>1,000円単位</u>※千円未満の端数は切り捨てる。

○上下水道局(財務課)発注案件

・上水道事業・・・<u>10,000円単位</u> ※万円未満の端数は切り捨てる。

・下水道事業・・・<u>1,000円単位</u>※千円未満の端数は切り捨てる。